

令和8年度沖縄県暫定再任用職員募集要項

(令和7年12月8日総務部人事課長決定)

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する状況において、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用することにより、組織としての活力の維持を図りながら、複雑高度化する行政課題に的確に対応することを目的として、沖縄県職員人事管理基本方針（平成26年11月7日決定）に基づき、定年退職した職員等が年金支給開始年齢に達するまでの間、暫定再任用を希望する者について暫定再任用を行うものとし、この要項に定めるところにより募集を行う。

第1 暫定再任用の発令時期及び任期

- (1) 令和8年度において新たに暫定再任用する場合の発令期日は、原則として令和8年4月1日とし、その任期は原則として令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 令和7年度において暫定再任用している職員について引き続き任期を更新する場合の発令期日は、令和8年4月1日とし、その任期は原則として令和9年3月31日までとする。

第2 暫定再任用の対象となる者

暫定再任用の対象となる者は、昭和36年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者（定年年齢が63歳である職については昭和36年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者）で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、原則として過去再任用又は暫定再任用されることについて応募したが再任用又は暫定再任用されなかつた者を除く。

- (1) 令和8年3月31日に現に暫定再任用職員として勤務する職員
- (2) 定年退職した者
- (3) 令和5年3月31日以前に勤務延長後に退職した者及び勤務延長後に令和8年3月31日に退職する職員
- (4) 定年退職日前に退職した者のうち次に掲げる者
 - ア 25年以上勤続して令和5年4月1日前に退職し、60歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者
 - イ 25年以上勤続して令和5年4月1日前に退職し、60歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に再任用又は暫定再任用されたことがある者
 - ウ 25年以上勤続して令和5年4月1日以降に退職し、61歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者

第3 暫定再任用職員の勤務形態

暫定再任用される者の希望を考慮し、公務運営の事情を踏まえ、常時勤務を要する職に暫定再任用するものとする。ただし、職員の年齢別構成の適正化を図る等の観点から、暫定再任用されることを希望する者を常時勤務を要する職に暫定再任用することが困難であると認められる場合又は当該者の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合は、短時間勤務の職に当該者を暫定再任用するものとする。

第4 勤務時間及び週休日

(1) 常時勤務の暫定再任用職員の場合

常時勤務の暫定再任用職員（以下「フルタイム勤務職員」という。）の勤務時間及び週休日は、一般職員の例によるものとする。

(2) 短時間勤務の暫定再任用職員の場合

ア 短時間勤務の暫定再任用職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、1日7時間45分以内で週23時間15分とする。

イ 短時間勤務職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの間に2日以内で設けるものとする。

ウ 短時間勤務職員の勤務日は、所属長がその業務に応じて定め、本人に通知する。

エ 交替制等勤務をする暫定再任用職員の週休日及び勤務時間の割振りは、一般職員の例によるものとする。

第5 休暇制度

(1) フルタイム勤務職員の場合

ア 年次休暇

任期を更新し、令和8年4月1日付けで任用される職員は実質上継続した勤務になり、更新前の基準日（令和8年1月1日）に付与された年次休暇の日数と、その時に繰り越した年次休暇の日数の残日数となる。

イ その他の休暇制度

原則として一般職員と同じ扱いとなる。

(2) 短時間勤務職員の場合

ア 年次休暇

短時間勤務職員の年次休暇は基本的にフルタイム勤務職員と同じ扱いとなり、令和9年1月1日を基準日として付与する年次休暇は、勤務時間に比例した日数となる。例えば、週23時間15分勤務の場合は、12日が年休として付与される。

イ その他の休暇制度

原則としてフルタイム勤務職員と同じ扱いである。ただし、フルタイム勤務職員との勤務条件の均衡を図る必要がある休暇（夏季休暇等）は、勤務日数に応じた日数となる。

第6 給与

(1) 給料月額

各職務の級ごとに設定した単一の給料月額となる。短時間勤務職員の給料月額については、週38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を単一の給料月額に乗じて得た額となる。暫定再任用職員の給料月額について令和7年度の例を示すと次表のとおり。

職	行政職	海事職	研究職	医療職(2)	医療職(3)	現業職
職務の級	3級	3級	3級	4級	4級	4級
フルタイム勤務職員	260,000円	255,100円	288,600円	261,700円	277,900円	248,600円
短時間勤務職員 (週23時間15分)	156,000円	—	—	157,020円	166,740円	149,160円

(2) 給料の調整額

調整基本額に各職務に適用される調整数を乗じて得た額が、給料の調整額となる。短時間

勤務職員の給料の調整額については、調整基本額に週38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額に、各職種に適用される調整数を乗じて得た額となる。暫定再任用職員の給料の調整額について令和7年度の例を示すと次表のとおり。

ア 60歳定年退職後の暫定再任用職員適用

職	行政職	海事職	研究職	医療職(2)	医療職(3)	現業職
職務の級	3級	3級	3級	4級	4級	4級
調整基本額	9,600円	8,600円	10,900円	9,700円	10,000円	8,700円
短時間勤務職員 (週23時間15分) の調整基本額	5,760円	—	—	5,820円	6,000円	5,220円

イ 61-64歳定年退職後の暫定再任用職員適用

職	行政職	海事職	研究職	医療職(2)	医療職(3)	現業職
職務の級	3級	3級	3級	4級	4級	4級
調整基本額	7,700円	7,500円	8,500円	7,700円	8,200円	7,300円
短時間勤務職員 (週23時間15分) の調整基本額	4,620円	—	—	4,620円	4,920円	4,380円

(3) 昇給制度

暫定再任用職員は、昇給制度の適用はない。

(4) 諸手当

暫定再任用職員に支給される手当の例は、次のとおりである。

ア 支給する手当の例

暫定再任用職員に支給される手当は通勤手当、住居手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当・勤勉手当及び単身赴任手当である。

また、期末手当・勤勉手当は合計で年間、給料額の2.40月分が支給される。令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合は、次表のとおり。

区分	年間計	6月	12月
期末手当	1.40月分	0.700月分	0.700月分
勤勉手当	1.00月分	0.500月分	0.500月分
計	2.40月分	1.20月分	1.20月分

※令和7年10月の人事委員会勧告に基づく給与改定前の支給割合。

イ 支給されない手当の例

長期継続雇用を前提にライフステージに応じた生計費の増加等に対処する目的で支給される生活関連手当や、主として人材確保を目的とする手当については暫定再任用職員に支給されないことから、扶養手当、初任給調整手当及び退職手当等は支給されない。

ウ 諸手当の特例

(ア) 短時間勤務職員の通勤手当

自動車等の交通用具を使用する場合は、1か月当たり平均の通勤所要回数が、10回に満たない職員の通勤手当の月額は、月額に100分の50を乗じて得た額となる。

(イ) 短時間勤務職員の時間外勤務手当

1日当たりの正規の勤務時間と時間外勤務時間が合計7時間45分に達するまでの時間

外勤務手当の支給割合は、100分の100となる。

第7 医療保険等

(1) 医療保険、年金保険及び保健事業

ア フルタイム勤務職員

- (ア) 地共済組合員となり、引き続き医療保険等が適用される。
- (イ) 年金は、地共済の厚生年金に加入する。
- (ウ) 暫定再任用期間中に年金を受給した場合、年金額と給与額（給料・各種手当、期末手当等を含む。）に応じて年金の支給額が調整されることがある。
- (エ) フルタイム勤務職員として任用された期間は、暫定再任用職員退職時に当該期間を加算して、年金額が算定される。
- (オ) 地共済が実施する保健事業の対象となり、地共済助成人間ドック（本人及び被扶養配偶者）を受診できる。人間ドックを受診する場合は、沖縄県が実施する定期健康診断は受診できない。

イ 短時間勤務職員

- (ア) 地共済組合員となり、引き続き医療保険等が適用される。
- (イ) 年金は、日本年金機構の厚生年金に加入する。
- (ウ) 暫定再任用期間中に年金の支給開始年齢に達した場合、年金額と給与額（給料・各種手当、期末手当等を含む。）に応じて年金の支給額が調整されることがある。
- (エ) 厚生年金に加入した期間は、日本年金機構から当該期間に係る年金が支給される。
- (オ) 地共済が実施する保健事業の対象となり、地共済助成人間ドック（本人及び被扶養配偶者）を受診できる。人間ドックを受診する場合は、沖縄県が実施する定期健康診断は受診できない。

(2) 業務上の災害

暫定再任用職員は、公務上の災害の場合は、地方公務員災害補償法の対象となる。

(3) 雇用保険

フルタイム勤務職員及び短時間勤務職員（週23時間15分勤務）は、雇用保険法被保険者となる。

第8 選考方法

(1) 暫定再任用する者の選考方法は、次に掲げる事項について総合的な観点から判断するものとし、その者の勤務状況及びこれまでの勤務実績等（人事評価を含む。）に基づき選考するとともに、必要に応じて個別に面接を行うものとする。この場合における勤務状況の報告は、暫定再任用を希望する職員が勤務する所属の長が作成し、総務部長に提出するものとする。

ア 採用しようとする職に必要な職務遂行能力があること。

イ 暫定再任用職員としての任期について勤務する意欲があること。

ウ 暫定再任用職員としての任期において心身が健康であること。

エ その他暫定再任用する者の選考に当たって考慮すべき事項に関し、その要件を満たしていること。

(2) 退職後に一定期間を経過した者が暫定再任用を希望する場合の選考方法に係る(1)アからエまでの事項については、当該者の退職する前の勤務状況及び勤務実績等（人事評価を含む。）に基づくものとする。

第9 暫定再任用についての決定等

暫定再任用職員として任用することの決定は、選考結果に基づき、沖縄県暫定再任用職員採用選考委員会に諮って審査した上で行う。決定又は非決定の結果については、令和8年2月中旬までに本人に通知することとする。ただし、暫定再任用職員として任用することを決定した後、非違行為があった場合は、決定を取り消す。

なお、再任用は選考結果に基づき、当該選考委員会において決定又は非決定を行うため、再任用されることを希望する者全てが採用・更新されるものではないことに留意すること。

第10 暫定再任用職員の職位

暫定再任用職員の職位については、行政職にあっては原則として主査又は主任技師として再任用するものとし、行政職以外の職種に係る職位にあっては行政職に係る職位の取扱いに準じて取り扱うものとする。

第11 業務内容

暫定再任用職員は、勤務形態にかかわらず、これまで培った知識や経験を後輩職員に伝承する役割を担うとともに、任用される職名に応じた本格的業務に従事する。職責の面においても、定年前の常勤職員と同様である。

第12 暫定再任用職員の服務について

暫定再任用職員の分限懲戒及び服務は、一般職員と同じ扱いとなる。暫定再任用職員は、常時勤務又は短時間勤務にかかわらず、職員と同様の本格的業務に従事するものであるから、地方公務員の職務の性格に応じて設けられている服務に関する規定、すなわち、服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等も一般職員と同様に適用される。

また、暫定再任用職員が任期中に退職を希望する場合の取扱は、一般職員の例によるものとする。

第13 応募方法

(1) 募集期間中に暫定再任用職員として勤務している職員

令和8年度暫定再任用職員選考採用申込書（別紙様式1）：電子申請にて申込（※）

(2) (1)以外の者

ア 令和8年度暫定再任用職員選考採用申込書（別紙様式1）：電子申請にて申込（※）

イ 履歴書（別紙様式2）：直接人事課に提出

ウ 誓約書（別紙様式3）：直接人事課に提出

※ 沖縄県電子申請サービスによる電子申請を原則とするが、諸事情によりネットワークの利用が困難な場合等に限り、沖縄県公式ホームページ又はコーラル21に掲載する様式に記入の上、提出すること。

第14 募集の期間

募集の期間は、令和7年12月8日（月曜日）から令和7年12月26日（金曜日）までとする。

第15 留意事項

暫定再任用を希望する場合は、業務の内容や職責等を十分理解するとともに自身の年金額や年金支給開始時期、任用後の給与について十分に把握した上で応募すること。

第16 募集に関する問合せ先

総務部人事課人事調整班 暫定再任用担当（羽賀）
〒900-8570 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号 098-866-2090 (IP電話番号3914)
メールアドレス aa003000@pref.okinawa.lg.jp

附 則

この要項は、令和7年12月8日から施行する。